令和5年度はだか麦認知度向上支援事業委託業務に係る 企画提案審査要領

1 趣 旨

令和5年度はだか麦認知度向上支援事業委託業務の公募に応じて申し込みのあった者の中から、事業遂行能力が認められ、事業の趣旨に沿った事業実施に最も適している者を契約候補者として選定する。

2 選定方法

愛媛県が設置する選定審査会において、応募事業者から提出された令和5年度はだか麦認知度 向上支援事業に係る企画提案書等(以下「企画提案書等」という。)を別記「審査基準」に基づき 総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一の者を契約予定者として選定する。

なお、選定審査会は、原則として書類審査で行い、愛媛県が必要と考える場合には、参加者からヒアリングを行うこととする。

3 審査員

次の職にある者をもって充てる。

- · 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長
- 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課長
- ・愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課長

4 審査方法

- (1) 愛媛県は、応募事業者から、委託業務に係る企画提案書等の提出を受けた後、内容に不備が ないか等を確認したうえで、審査員に当該企画提案書等と別紙「採点票」を配布し、審査を依 頼する。
- (2) 審査員は、採点票に記載の配点基準に従い、項目ごとに評点を行う。
- (3) 審査員 1 人当たりの合計点は 100 点満点とし、平均点数が 60 点以上の応募者を選定対象と する。
- (4) 各審査員の採点結果を基本に、選定審査会で総合的に判断し、契約予定者を決定する。
- (5) この他、これらによりがたい事項が生じた場合は、選定審査会で協議を行う。

5 その他

審査方法等について疑義が生じた場合は、必要に応じて審査員が協議して定めるものとする。

令和5年度はだか麦認知度向上支援事業委託業務に係る企画提案公募審査基準

No.	審査基準	評価ポイント	配点
1	提案内容 (70 点)	はだか麦について、総合的に学習できる内容になって いるか	25 点
		栄養士等の業務において、はだか麦の利用拡大が期待 できるものとなっているか。	25 点
		テーマに沿ったワークショップの企画になっている か。	10 点
		オンデマンド配信の方法が適切で、期間は十分か。	10 点
2	業務実施能力 (20 点)	同種業務の委託実績との内容(成果)は十分か。	10 点
		全体スケジュールや業務実施スタッフが示され、確実 に進行管理できる体制となっているか。	10 点
3	経費	経費の積算が、提案内容を実現するに当たり現実的、	10 点
	(10 点)	効率的かつ具体的であるか。	

採点基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
2 5 点配点	25点	20点	15点	10点	5 点
10点配点	10点	8点	6点	4 点	2 点